

2016年12月17日

東京都アーチェリー協会加盟団体 各位

## 連絡書

東京都アーチェリー協会  
理事長 外立 眞里  
(公印省略)

平成28年度公認1級審判員新規資格認定会開催のお知らせ

全日本アーチェリー連盟競技部による掲題の認定会が開催されます。貴団体内で、新規に資格取得を希望される会員には、積極的に受講をするようお勧めください。

### 記

1. 添付資料      1. 2016 新規1級公認審判員認定会要項  
                    2. 2016 新規1級公認審判員認定会申込書  
                    3. 2016 新規1級公認審判員登録手続の説明  
認定会への参加資格は、本人が責任をもって確認の上、お申込みください。
  
2. 申込み法      添付の全ア連への申込書に必要事項を記載の上、メールにて下記の申し込み先へ送信してください。  
                    都ア協が取りまとめて、全ア連に参加の申込みを行います。  
                    受験料の支払い先については、受付確認後、別途お知らせします。  
**注記) 全ア連へは個人で直接申し込みをしないでください。**  
**全ア連からの通知に記載の銀行口座は、都ア協から振込む口座です。**
  
3. 締切り日      2017年1月18日(水)・・・都ア協への申込期限(厳守)
  
4. 申込み先      東京都アーチェリー協会 競技部会長 近藤 辰夫 宛て  
                    メールアドレス: t7na@koncom.net

以上

都道府県アーチェリー協会（連盟）殿

（公社）全日本アーチェリー連盟  
競技部長 津 田 正 弘  
（公印省略）

## 平成28年度 1級公認審判員新規認定会の開催について

下記の要領にて、（公社）全日本アーチェリー連盟 1級公認審判員認定会を開催します。

1. 日 時 2017年 2月 5日（日）  
10時00分 ～ 15時30分
2. 会 場 全トヨタ労連研修センター つどいの丘  
〒470-0431  
愛知県名古屋市中区西中山町清水口133番地  
TEL 0565-76-1221 FAX 0565-76-1226  
※公共交通機関でのアクセス  
名古屋方面から  
名古屋市営地下鉄東山線「藤が丘」駅まで約25分、「リニモ」で「八草」駅まで約15分、後タクシーで約20分  
豊橋方面から  
豊橋駅から名鉄本線「知立」駅まで約35分、名鉄三河線「梅坪」駅まで約40分、後タクシーで約15分  
※車でのアクセス  
猿投グリーンロード「中山 I C」より約1 k m  
東海環状「豊田藤岡 I C」より約2 k m  
東名「豊田 I C」より約15 k m
3. 参加資格 （公社）全日本アーチェリー連盟2級公認審判員として5年以上の経験を有し、30歳以上であって1級公認審判員の資格を新規に取得しようとする者。  
申込時70歳未満が望ましい。（1級公認審判員として実際に活動できる者）  
加盟団体が申請し、地区審判委員会が推薦する者であること。  
その他詳細については、公認審判員規程を参照のこと。
4. 持 参 物 全日本アーチェリー連盟競技規則（2016～2017年版）、筆記用具
5. 受 験 料 3,000円（申し込み時に納入すること）  
<振り込み先>  
みずほ銀行 渋谷支店（210） 普通預金 79992  
口 座 名：全日本アーチェリー連盟
6. 受験申込 別紙参加申込書により1月25日（水）までに、受験料を添えて本連盟事務局宛に申込むこと。  
申 込 先（公社）全日本アーチェリー連盟  
〒150-8050  
東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館4F  
電話：03-3481-2402 Fax：03-3481-2403

7. 昼食 全トヨタ労連研修センター つどいの丘周辺での食事場所がありませんので、昼食の申し込み受付をいたします。希望者は別紙「平成28年度 新規1級公認審判員認定講習会・試験 参加申込書」内の昼食代欄に○入力の上、受験料と共にお振込ください。（税込・お茶付き 1,080円）

8. 注意 1)合格者は実務研修後に、正式に公認1級審判員の認定となる。  
事前研修修了者は1級審判員の資格を認定される。  
2)テスト内容は広範囲な知識を有し且つ実務経験も豊富であることを確認するものである。  
3)出題範囲は、全日本アーチェリー連盟競技規則（2016～2017年版）に記載されている事項及びその応用とする。  
4)小論文は前もって作成し、当日持参して受付時に提出すること。  
当日会場で小論文を作成する時間はないので注意すること。  
『小論文課題』  
今後1級審判員として活動して行くにあたり、競技委員長、DOS、審判長それぞれの役職として、あなたが考える心構えを2級審判員としての経験をふまえて書くこと。  
また、所属する加盟団体における1級審判員としての役割、貢献できる事、行なってみたい事等を書くこと。  
※原則としてWord等のソフトを使用して、A4用紙に横書き。フォントは10.5Pt以上を使用すること。  
最初に表題を書き、加盟団体名（〇〇県アーチェリー協会等）氏名を必ず記入すること。  
枚数の制限はなし。

#### 8. 認定会タイムテーブル

10:00	～	10:30	受付（小論文を受付時に提出）
10:30	～	12:00	講習会
12:00	～	13:00	昼食休憩
13:00	～	15:00	テスト（競技規則持ち込み可能）
15:00	～	15:20	テストの解答と解説（解答例の配布）
15:20	～	15:30	実務研修等について

9. その他 1)休憩後、テストの開始に遅刻した者は、残りの時間内にテストを終了しなければならない。なお、不参加の場合でも費用は返却しない。  
2)受験者の費用は負担しない。  
宿泊を希望する者は各自で手配すること。  
昼食の申し込みを受け付ける（700円）。希望する場合は、受験料と一括して振込むこと。  
※近隣に飲食店・コンビニ等はありません。  
3)可否の判定は後日受験者に通知する。  
通知用の封筒（切手貼付）に受験者の住所を記入の上当日持参し受付時提出のこと。  
4)返信用封筒に入れて受験者に返送するもの  
・合格判定（テスト）の通知書  
・総評（答案用紙は返却いたしません）  
・新規認定申請書（合格者のみ）  
・申請手続きの説明書（合格者のみ）  
・実務研修申請書（合格者のみ）

#### 10. 実務研修について

テスト合格者は次年度開催の連盟主催主要競技会での実務研修が義務付けられています。  
実務研修終了後に正式に公認1級審判員の資格となります。

実務研修する競技会は、各自が希望する競技会を指定（複数）して下さい。

研修していただく競技会は後日連絡します。

実務研修に関わる諸費用（交通費等）は各自負担となります。

（試合の前泊は各自負担ですが試合当日の宿泊費は本連盟が負担いたします）

認定会の会場で一応の希望をお聞きします。

本申請の締切は各競技会開催の2ヶ月前までとなります。

今回の新規認定会会場では提出の必要がありません。

実務研修は「①事前」「②事後」のいずれかで研修すること。

① 事前研修：認定会受講予定年（度）以内に受験する

② 事後研修：基本的には翌年度中に研修を修了する

※ 前後1年以内であれば猶予を認める。受験後2年（度）以内に研修を修了するものとする。

平成29年度開催予定の連盟主催競技会名及び日程（実務研修対象競技会）

（開催地、開催場所は予定ですので連盟HPで再度確認して下さい）

##### 1) ターゲット

①全日本社会人選手権大会： 5月20日～21日（広島県・北広島町）

②全日本小学生中学生大会： 6月24日～25日（長崎県・大村市）

③（つま恋カップ代替大会）：9月16日～17日（愛知県・岡崎市）

④全日本選手権大会： 10月27日～29日（静岡県・掛川市）

⑤全日本室内選手権大会：平成30年3月17日～18日（東京都・町田市）

##### 2) フィールド

①全日本選手権大会： 6月 3日～ 4日（滋賀県・米原市）

②全日本社会人選手権大会： 9月23日～24日（北海道・北広島市）

## 1 級公認審判員新規登録手続きの説明

1. 試験結果の合否は、テスト合否判定通知書を送付するのでそれで確認して下さい。  
(当日合否発表は行ないません)
2. 合格者は「1 級公認審判員認定申請書」に必要事項を記入して、所属する加盟団体会長印と、地区審判委員会の委員長印とを押印後、登録料 5, 5 0 0 円 (エンブレム代込) (公認審判員規程第 1 1 条) の控え (コピー可) を添えて本連盟事事務局に送付して下さい。  
加盟団体、地区審判委員会の手続きは、それぞれで異なりますので、各加盟団体事務局に確認して下さい。  
1 級公認審判員認定申請書は「事務手続きの手引き」P 4 7 に有ります。
3. 「1 級公認審判員認定申請書」の記載事項のうち「審判履歴」「受講した審判講習会」は過去 2 年間の分を記載して下さい。記入欄に書ききれないときには、「審判履歴」は主要な競技役員を行った競技会を優先して記載し「受講した審判員講習会」は講師になった講習会を優先して記載し、最下欄の枠外に「その他〇〇回」と記載して下さい。
4. 「実務研修申請書」の希望競技会は第一希望、第二希望、第三希望と希望があれば記載して下さい。(必ず希望する競技会に参加できるとは限りません。) 決定次第連絡します。
5. 申請の手続きの期限は、認定通知後 3 ヶ月以内です。(公認審判員規程第 11 条)

以 上